

取扱注意

ごみ処理施設に関する各枠組みにおける建設費負担割合等

資料 4

ごみ処理施設の建設費について、各枠組みにおける負担割合を算出する。なお、鴻巣行田北本環境資源組合では、ごみ処理施設の概算事業費については建設費等を構成市の人口割で算出し、施設規模についてはごみ排出量を基に決定していた。

R2.3.25

第1 埼玉中部環境保全組合（新たな施設の建設の場合）の建設費負担について

【建設費】建設総額が同額の場合（負担は人口割合）

市町名	事業費 (億円・税込み)	割合	一般財源
北本市	107.9	33%	12.8
鴻巣市	193.0	58%	23.0
吉見町	30.8	9%	3.7
合計	331.7	100%	39.5

※建設費については、令和元年度資源組合が公表した設計・建設費の金額である。起債及び交付金は差し引いていない。

【建設費】ごみ排出量に応じ炉の規模を変更した場合

市町名	事業費 (億円・税込み)	割合	一般財源
北本市	76.9	33%	9.1
鴻巣市	137.5	58%	16.4
吉見町	22.0	9%	2.6
合計	236.3	100%	28.1

※建設費はごみ排出量により試算。
 $(331.7 \times 58,542 / 82,166 = 236.3)$ (億円)
 吉見町のごみ排出量は行田市よりも少ないため、建設費が安くなる。

<資料>

【ごみ排出量】

市町名	ごみ排出量 t
北本市	18,675.0
鴻巣市	34,470.0
吉見町	5,397.0
合計	58,542.0

※ごみ排出量は令和元年6月埼玉県が策定した「一般廃棄物処理事業の概況」に規定する平成30年3月31日時点の量である。

<資料>

資源組合が積算した建設費

市名	事業費 (億円・税込み)	割合
北本市	82.9	25%
鴻巣市	145.9	44%
行田市	102.8	31%
合計	331.7	100%

※用地取得費、付帯工事費、施工監理周辺環境整備費は含んでいない



建設費のうち、一般財源のみ

第2 新たな市町村の枠組みでのごみ処理施設建設に係る建設費負担について

【建設費】建設総額が同額の場合（負担は人口割合）

1 北本市及び鴻巣市

市名	事業費 (億円・税込み)	割合	一般財源
北本市	118.9	36%	14.2
鴻巣市	212.8	64%	25.3
合計	331.7	100%	39.5

【建設費】ごみ排出量に応じ炉の規模を変更した場合

市名	事業費 (億円・税込み)	割合	一般財源
北本市	76.9	36%	9.2
鴻巣市	137.6	64%	16.4
合計	214.5	100%	25.5

<資料>

【ごみ排出量】

市名	ごみ排出量 t
北本市	18,675.0
鴻巣市	34,470.0
合計	53,145.0

資源組合が積算した建設費

市名	事業費 (億円・税込み)	割合
一般財源	39.6	
北本市	9.9	25%
鴻巣市	17.4	44%
行田市	12.3	31%

2 北本市、鴻巣市及び桶川市

市名	事業費 (億円・税込み)	割合	一般財源
北本市	84.4	25%	10.0
鴻巣市	151.1	46%	18.0
桶川市	96.2	29%	11.4
合計	331.7	100%	39.5

市名	事業費 (億円・税込み)	割合	一般財源
北本市	75.8	25%	9.0
鴻巣市	135.6	46%	16.1
桶川市	86.3	29%	10.3
合計	297.7	100%	35.4

市名	ごみ排出量 t
北本市	18,675.0
鴻巣市	34,470.0
桶川市	20,587.0
合計	73,732.0

【参考】組合構成市のごみ排出量

市名	ごみ排出量 t
北本市	18,675.0
鴻巣市	34,470.0
行田市	29,021.0
合計	82,166.0

3 北本市、鴻巣市、桶川市及び吉見町

市町名	事業費 (億円・税込み)	割合	一般財源
北本市	78.7	24%	9.4
鴻巣市	140.8	42%	16.8
桶川市	89.6	27%	10.7
吉見町	22.5	7%	2.7
合計	331.7	100%	39.5

市町名	事業費 (億円・税込み)	割合	一般財源
北本市	75.8	24%	9.0
鴻巣市	135.6	42%	16.1
桶川市	86.3	27%	10.3
吉見町	21.7	7%	2.6
合計	319.4	100%	38.0

市町名	ごみ排出量 t
北本市	18,675.0
鴻巣市	34,470.0
桶川市	20,587.0
吉見町	5,397.0
合計	79,129.0